

救急・集中治療領域における急性期 DIC 研究の再活性化を推進するための委員会 内規

(名称)

第1条 本委員会は、日本血栓止血学会（以下「本会」） 救急・集中治療領域における急性期 DIC 研究の再活性化を推進するための委員会（以下「本委員会」）と称する。

(業務)

第2条 本委員会は、救急・集中治療領域に特化して DIC 研究を推進することを目的とし、学会主導研究事業、研究助成事業、研究成果報告会事業、その他の事業、を行う。

2 救急・集中治療領域における DIC 臨床研究手法等が確立された場合、他の領域における DIC 臨床研究に発展させていく。

(構成)

第3条 委員会は、担当理事、委員長、副委員長各1名、委員若干名をもって構成する。

2 委員は、本会代議員ならびに学会員の中から委嘱される。

3 担当理事、委員長は、本会理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4 副委員長、委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

5 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第4条 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を召集し、その議長を担当する。

2 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。

3 委員長は、審議状況および決議の結果を、担当理事を経て理事会へ報告する。

4 前項による報告を受けた時は、理事会は、これを必要に応じて総会に報告する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

6 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。

7 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。

8 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(内規の変更)

第5条 本内規は、委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更することができる。

(付則)

本内規は、令和4年3月19日より施行する